

令和 7 年度福岡市水道事業会計予算案

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給水戸数	984,583 戸
2. 年間総給水量	156,798,315 立方メートル
3. 一日平均給水量	429,634 立方メートル
4. 主要な建設改良事業	
(1) 配水施設整備事業 事業費	12,245,364 千円
(2) 水源・浄水場整備事業 事業費	6,476,185 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款	水道事業収益	41,457,440 千円
第 1 項	営業収益	36,167,168 千円
第 2 項	営業外収益	5,277,754 千円
第 3 項	特別利益	12,518 千円
支 出		
第 1 款	水道事業費用	34,923,210 千円
第 1 項	営業費用	33,239,337 千円
第 2 項	営業外費用	1,595,371 千円
第 3 項	特別損失	38,502 千円
第 4 項	予備費	50,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,029,252千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入			
第1款	資 本 的 収 入		10,662,078千円
第1項	企 業 債		6,863,000千円
第2項	補 助 金		390,302千円
第3項	出 資 金		1,918,298千円
第4項	負 担 金		347,054千円
第5項	加 入 金		905,344千円
第6項	預 託 金 返 還 金		6,000千円
第7項	その他の資本的収入		232,080千円
支 出			
第1款	資 本 的 支 出		27,691,330千円
第1項	建 設 改 良 費		19,840,715千円
第2項	償 還 金		7,319,938千円
第3項	出 資 金		514,605千円
第4項	預 託 金		6,000千円
第5項	国庫補助金返還金		72千円
第6項	予 備 費		10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水管整備工事	令和8年度	千円 3,600,000
水源・浄水場設備工事 (夫婦石浄水場外)	令和8年度	3,626,000
高宮系送水管連絡工事	令和8年度	117,000
小呂島簡易水道のり面本復旧工事	令和8年度	225,000
配水施設設備工事	令和8年度	201,000
水道局本庁舎設備工事	令和8年度	200,000

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
配 水 施 設 整 備 事 業 費	千円 4,671,000	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から借り入れる。 起債時期は令和7年度とする。 ただし、工事又は市財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度以降に繰り越して発行又は借り入れることができる。	9.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に元利金又は元金を均等に償還し、証券発行の細目は市長の定めるところによるものとする。 ただし、償還方法については融資条件により変更することができる。 なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
水 源 ・ 浄 水 場 整 備 事 業 費	1,920,000			
小 呂 島 簡 易 水 道 整 備 事 業 費	272,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 福岡地区水道企業団への補助金及び水道水源かん養事業等にあてるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、59,091千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度利益剰余金のうち2,507,057千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 2,507,057千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、500,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

(種類)	(名称)	(数量)
工具・器具及び備品	液体クロマトグラフ質量分析計	1台

令和7年2月21日提出

福岡市長 高島 宗一郎